

令和6年度京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会

次 第

日 時 令和7年3月5日(水)
午後3時30分～4時30分まで
開催形式 オンライン会議(zoom)

開 会

議 題

- 1 座長選出
- 2 令和5年度実績報告
- 3 その他

閉 会

〈配布資料〉

委員名簿

資料1 京都府生物多様性地域戦略行動計画の体系
資料2 数値目標進捗状況一覧
資料3 令和5年度実施事業について
参考資料1 京都府生物多様性地域戦略行動計画抜粋
参考資料2 京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会要領.

令和6年度京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する

専門委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

所属・職名	氏名	備考
京都大学人間・環境学研究科 教授	浅野 耕太	
大阪市立自然史博物館 学芸課長	佐久間 大輔	
大阪公立大学国際基幹教育機構 客員研究員	竹門 康弘	
京都産業大学生命科学部産業生命科学科 准教授	西田 貴明	
近畿大学 名誉教授	細谷 和海	
京都大学大学院地球環境学堂 准教授	深町 加津枝	欠席

京都府生物多様性地域戦略 行動計画の体系

行動計画	主な取組
1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全	
リーディングプロジェクト	
30by30 目標に向けた保護地域や OEMC による保全の推進	生息地等保全地区の指定の推進、社寺林や企業の森などの自然共生サイト認定の推進、保全活動に対する助言・専門家の紹介
企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大	生物多様性に配慮する企業の取組・支援、生物多様性企業認証制度の創設、パートナーシップ協定制度の創設、サステナブル産業との連携によるGX 産業の創出
【公共事業等】	
「『環』の公共事業」の見直し	生物多様性に配慮したガイドライン改訂と市町村・民間への普及
グリーンインフラや Eco-DRR など自然を活用した取組の推進	自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備の推進、流域治水対策の推進
生物多様性に配慮した緑化の推進	「生態系被害防止外来種リスト」に記載の外来種の使用を避ける周辺環境と調和したのり面緑化、地域性種苗の利用推進
【法律・条例に基づく保全】	
自然公園、自然環境保全地域における適切な保全	法や条例に基づく貴重な自然環境の保全
希少種の保全	条例に基づく希少野生生物の保全施策の推進により、レッドデータブックにおける希少種の絶滅の危険度のランクを下げる
【その他の保全活動】	
指定希少野生生物以外の希少種・普通種の保全の推進	身近な緑地における生物多様性保全の推進、自然共生サイト認定の推進、普通種を含む身近な自然環境の情報収集や普及啓発、保全活動の支援
自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化	交流会・勉強会等を通じた、団体間の連携による様々な活動の展開、団体活動の活性化、保全団体の登録の促進
希少野生生物の域外保全の推進	府内動植物園・水族館等との連携による希少種の域外保全の実施(遺伝的多様性にも配慮)
気候変動対策等の環境問題と生物多様性保全の一体的な取組推進	気候変動適応センター等との連携による取組の実施、再エネ導入時に生物多様性とのトレードオフを最小限とする配慮の推進
2 人の積極的な関与による里地域の再生	
リーディングプロジェクト	
野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理	近隣府県との連携した広域的保護管理の取組、下草刈りや緩衝地帯の整備など、生息環境の管理による被害軽減、軋轢の解消、ニホンジカの捕獲強化
ビジャーセンター等を核とする里資源の適正利用	京都丹波高原国定公園ビジャーセンターや道の駅などを拠点としたエコツーリズムや保全活動、環境学習の展開による里地域の活性化
【野生鳥獣害への対策】	
総合的な有害鳥獣対策の推進	捕獲強化による個体数管理、侵入防止柵の設置、誘因物に除去等の活動の推進による農林業被害の軽減、ICT 技術の活用、捕獲等の担い手の確保・育成など被害対策を行う体制構築
【魅力的な地域づくり】	
(里地域との交流)	
エコツーリズムの推進	エコツーリズムの促進、観光事業者との対話を進め、生物多様性保全に着眼した活動の促進

	京都の伝統や文化、景観を守り継承する活動の支援	文化庁等と連携した京都の伝統文化の保護・継承の支援、林業景観の保全のための森林の適切な維持・管理の推進
(里地域の再生)		
	持続可能な農山漁村コミュニティの創出	地域共同活動の最適化、外部人材の活用、有害鳥獣対策の支援、農村漁村地域等への移住促進
	荒廃農地の有効活用	荒廃農地を地域特産物の生産に活用、最適な土地利用への転換促進
	持続可能な保全活動を推進するための地域資源を活用したビジネスの創出と生物多様性保全の好循環	希少種保全を通じたブランド產品の創出など地域経済の活性化に貢献するビジネスモデルの創出
(里地域の産業振興)		
	京野菜などブランド農林水産物の推進	ブランド農林水産物の付加価値向上、生産・販売拡大により農山漁村の振興、荒廃農地の有効利用や森林の適正管理を図る
	環境にやさしい農林水産業の推進	「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づいた持続可能な農林水産業の推進、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に繋がる環境負荷低減活動の支援、農業資材のプラスチック削減
	府内産木材の増産・利活用による林業の再生	担い手の育成・確保、基盤整備などによる府内産木材の増産、施設における府内産木材の利活用
	ジビエ利活用の促進	野生鳥獣の肉（ジビエ）の利活用のため、食肉処理施設や流通システムの整備、消費者へのPRなどを推進
	水産資源の持続的な活用	天然水産資源の適切な利用・管理の推進、養殖漁業の拡大、内水面水産資源の回復
【二次的自然の保全、回復】		
	生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開	「京都モデルフォレスト運動」と連携し、企業の社有林等を活用した生物多様性保全活動を展開、研修会・交流会等普及活動の実施
	生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）	保全団体や農業者の協力のもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全、環境学習に活用
	環境DNA分析技術の活用や保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の先端技術の導入	ドローンやAI、環境DNA分析技術等による野生生物の生息状況把握、行動解析・予測など、作業の省力化や担い手の負担軽減につながる技術の導入を支援
	海岸における環境改善	海岸林や藻場、干潟等の保全・再生、漂着ごみ清掃、ブルーカーボンの推進、環境改善活動等の推進

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

リーディングプロジェクト		
	地域と連携した外来生物防除の取組の推進	防除の取組に対する支援体制を構築、講習会など地域住民や学生等の若手を巻き込んだ普及啓発・防除の実施
【普及啓発】		
	京都府外来種データブックの更新、危険性の周知	府内に生息する外来種の調査による外来種データブックの改訂。ウェブサイトや学校教育等を通じた正しい知識の周知
	「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進	府内に生息する特定外来生物の見分け方や対策を記載したマニュアル改訂・周知による防除活動の促進
	外来種の飼育動物の遺棄防止	外来種の飼育動物の遺棄による定着・生息拡大を防ぐため、所有者の終生飼養の徹底や遺棄防止の啓発などを推進
【防除活動】		
	特定外来生物バスターズによる水際対策・初期防除の徹底	特定外来生物の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施（府、研究機関、専門家等で組織）

防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除	定着した特定外来生物で、著しい生態系被害や人的被害・経済被害をもたらす生物の広域的防除を府内関係部局・市町村・自治会等と協働で実施
-------------------------	---

4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

リーディングプロジェクト	
きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進	生物多様性情報の収集やデータベース化、多様な主体の連携推進やコーディネート、普及啓発・人材育成・情報発信
【情報収集の強化】	
希少種を中心としたモニタリングの強化、生物多様性情報のデータベースの構築	自然環境保全京都府ネットワークや希少種保全団体が行うモニタリングの支援。調査結果をきょうと生物多様性センターで収集し施策等に活用
【生物多様性保全の気運を高める】	
自然に親しむ機会や場の創出	自然観察会の開催や自然公園の整備、屋上緑化の推進などによる、府民が自然に親しむ機会や場の創出
「生物多様性」への関心を高め行動変容を促す取組	きょうと生物多様性センターにおける情報発信や普及啓発の実施などによる生物多様性の認知度の向上を促進、食品ロス削減などを含め、生物多様性に配慮した消費行動の選択肢の周知啓発、行動変容の促進
生物多様性保全に係る活動の拡大	民間団体等との協働による環境学習、調査・保全活動等の実施、府民の関心の拡大と民間団体等の活動の活性化の促進、大学生を巻き込んだ活動の場の創出
生物多様性保全に向けた多様な主体との対話・情報交換	経済団体や産業・流通団体との対話・情報交換、きょうと生物多様性センターや自然環境保全京都府ネットワークと連携した保全団体や府民との対話の推進
生物多様性シンポジウム等の実施	きょうと生物多様性センターと連携したシンポジウムの実施による府民意識の向上の促進

数値目標進捗状況一覧

評価について…◎目標達成、○良好、△変化なし等、-評価なし

事項	関係機関	計画策定時の状況 (R4)	令和5年度事業実績	目標または目標年度	評価
森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全					
1 生物多様性の保全が図られている区域数（生息地等保全地区の指定数及び自然共生サイトの認定数）	自然環境保全課	1	3	10	○
2 生物多様性パートナーシップ協定制度（仮称）の創設と締結数	自然環境保全課	—	創設年：令和5年度 締結数：1	創設年：令和5年度 締結数：10	○
3 生物多様性企業認証制度（仮称）の創設と認証数	自然環境保全課	—	—	創設年：令和5年度 認証数：20	○
4 条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	自然環境保全課	30	34種+1種 2地域個体群	38	○
5 条例に基づく登録団体の数（延べ）	自然環境保全課	10	13	15	○
6 自然環境保全京都府ネットワークの会員数	自然環境保全課	36	44	50	○
7 「『環』の公共事業行動計画」ガイドラインの改訂	自然環境保全課	—	—	令和6年度	△
8 「建築物等の緑化促進制度」の緑化面積	自然環境保全課	88万m ²	92万m ²	103万m ²	○
9 「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱者数	自然環境保全課	29人	75名	60人	◎
10 京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	自然環境保全課	7種	29種	15種	◎
11 希少野生生物の域外保全を実施した種数	自然環境保全課	19種	83種	50種	◎
人の積極的な関与による里地域の再生					
12 「第二種特定鳥獣管理計画」（京都府、令和3・4年策定）より ツキノワグマ：人身被害の未然防止、地域住民の精神的不安の軽減、農林業被害の軽減、個体群の安定的維持	農村振興課	人家周辺の誘因物除去 トランク巻き、電柵の設置、加害個体の捕獲等	人家周辺の誘因物除去 トランク巻き、電柵の設置、加害個体の捕獲等	人身被害回避（緊急捕獲） 生活環境被害（予察捕獲） 加害個体の除去・捕獲（果樹・養蜂・クマ剥ぎ）	△
ニホンジカ：生息頭数	農村振興課	96,000頭 (令和2年度)	86,476頭 (令和4年度)	48,000頭（令和8年度）	○
イノシシ：農作物被害額	農産課	121,000千円 (令和2年度)	84,679千円 (令和5年度)	60,000千円（令和8年度）	○
ニホンザル：農作物被害額	農産課	14,000千円 (令和2年度)	11,000千円 (令和5年度)	7,000千円（令和8年度）	○
歴史的な文化遺産や文化財などが社会全体で守られ、活用されていると思う人の割合	文化財保護課	84.4%	—	90% (令和8年度)	—
ビジターセンターの整備などを通じた、府内の自然公園におけるワイルドユース来訪者数の増加	自然環境保全課	697万人 (令和3年度)	1,018万人 (令和5年)	1,600万人	○
農業振興地域の農用地における再生可能な荒廃農地面積（「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」より）	農産課	70ha (令和3年度)	68ha (令和5年度)	0 ha	○
ビジターセンターなどの関連施設のプログラム参加者数	自然環境保全課	2,158人 (令和3年度)	1,761人 (令和5年度)	3,000人	△
環境にやさしい農業の取組面積	農産課	2,160 ha (令和3年度)	2,468 ha (令和5年度)	3,000 ha	○
府内産木材の利用量	森の保全推進課	14万m ³ (令和3年度)	18.5万m ³ (令和5年度)	25.7万m ³ （令和8年度）	○
野生鳥獣のジビエ利用量	農政課	66.0t (令和3年度)	66.0t (令和4年度)	83.5t（令和8年度）	△
早期対策による外来生物の脅威の排除					
20 外来生物防除講習会の実施回数	自然環境保全課	—	11回	30回	○
21 外来種防除の事例集作成	自然環境保全課	—	—	令和7年度	—
22 特定外来生物バスターによる侵入・定着防止対象種数	自然環境保全課	3種	3種	5種	△
23 外来種データブックの改訂	自然環境保全課	—	令和5年度	令和5年度	◎
24 「外来種」または「外来生物」の認知度（言葉の意味を知っている）	自然環境保全課	83.2%	—	85%	—
生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成					
25 きょうと生物多様性センターによる保全に資する連携・協力関係の構築数	自然環境保全課	—	41件	50件	○
26 きょうと生物多様性センターホームページ閲覧数	自然環境保全課	—	57,267ページ/年	50,000ページ/年	◎
27 「生物多様性」の認知度（言葉の意味を知っているまたは聞いたことがある）	自然環境保全課	72.2%	—	80%	—
28 「山陰海岸ジオパーク」の認知度（行ったことがあるまたは聞いたことがある）	自然環境保全課	56.9%	—	80%	—

令和 5 年度実施状況について

30by30目標に向けた保護地域やOECMによる保全の推進

数値
目標

生物多様性の保全が図られている区域数（生息地等保全地区の指定数及び自然共生サイトの認定数）

計画策定期
(R4年度)

1

実績
(R5年度末)

3

目標
(R9年度)

10

○生息地保全地区

雲ヶ畠ベニバナヤマ
シャクヤク生育地保
全地区

1 生息地等保全地区の指定

・雲ヶ畠ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区

2 自然共生サイトの認定

・武田薬品工業(株)京都薬用植物園内の樹木園
・三井物産の森/清滝山林

- ・企業活動における生物多様性の配慮を促すため、令和5年6月に京都工業会に対して講演「生物多様性に係る国内外の情勢と事業活動との関りについて」を実施。
- ・センターにおいて、事業者や保全団体等からコーディネート対応（19件）、来所及び電話対応（426人）を実施。
- ・(株)SCREENホールディングスから相談を受け、SCREENの森(亀岡市)における観察会の講師派遣（2回）を実施。
- ・令和6年度末時点で、自然共生サイトの認定数は計12件になる予定。

企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大

数値目標

生物多様性パートナーシップ協定制度（仮称）の創設と締結数



1 制度創出（令和5年9月）

きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度（京都府・京都市）

2 協定締結

第1号公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金

協定の内容（京丹後市「琴引浜」の鳴き砂の保全活動をしている団体への支援）

- 生物多様性パートナーシップ協定制度とは、府内各地で保全活動を行う団体と支援（資金・人手等）したい企業をセンターがコーディネートする制度。
- 令和6年度末時点で、協定締結数は3つ（R6年度株式会社京都環境保全公社、京都中央信用金庫）の予定。
- 生物多様性に配慮する企業の取組を後押しするため、生物多様性企業認証制度の創設に向けて、調整中。



希少種の保全

数値目標

- ①条例に基づく指定希少野生生物の指定種数
- ②条例に基づく登録団体の数（延べ）
- ③京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数

計画策定時 (R 4年度)		実績 (R 5年度末)	目標 (R 9年度)
①	30種	① 34種 + 1種 2地域個体群	① 38種
②	10団体	② 13団体	② 15団体
③	7種	③ 29種	③ 15種

1 条例に基づく指定希少野生生物の指定種数

令和5年11月に新たにギフチョウ等4種 + 1種 2地域個体群を指定。

2 条例に基づく登録団体の数

新たな指定希少野生生物の指定により、5団体(やましろ里山の会；ヤマトサンショウウオ、乙訓の自然を守る会；オグラコウホネ、鹿背山クラブ；ヤマトサンショウウオ、雲ヶ畠・足谷人と自然の会；キブネダイオウ、トモエソウ)の登録を実施。

3 京都府RDB掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数

哺乳類、鳥類、シダ類、種子植物、は虫類、両生類、淡水魚類、コケ植物にて29種
ただし、同分類でランクが上がったのは83種



・令和6年度は、他機関と連携し、希少生物の域外保全や移植、野生復帰を検討した。

「『環』の公共事業」の見直し

数値目標

「『環』の公共事業行動計画」ガイドラインの改訂



○取り組み状況

- ・府内建設部局にヒアリングを行い、現状の状況を確認を実施。今後、他府県の事例を参考に、リスクの提示や配慮指針・優良事例集等の作成を検討。

○府内からの問い合わせ状況

- ・公共工事事前評価について、土木部局からの意見照会に対し、データベース情報を用いて、生物情報について回答(6件)
- ・令和6年度には、道路工事設計前に必要な環境配慮について、相談あり
- ・また、農林部局から、ため池の地域防災工事に対する事後調査の支援依頼があり、地域の保全団体と連携し、モニタリング調査を実施

○府外からの問い合わせ状況

- ・環境アセスに対してミチゲーション5原則を参考に意見・指導を実施
- ・業者から、工事予定箇所における必要な自然配慮等について相談

○その他

- ・条例に基づく指定希少野生生物推進員から特定の公共工事に対し、意見あり。

2人の積極的な関与による里地域の再生

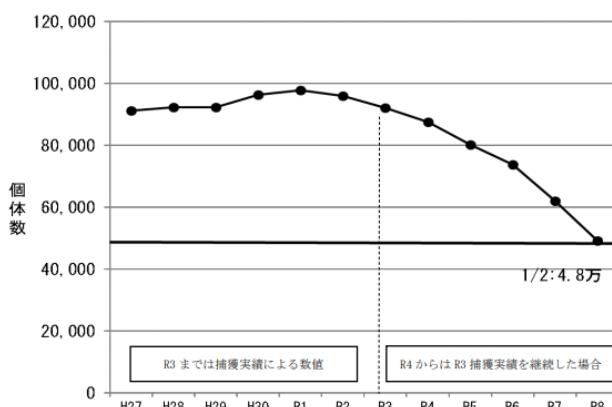
野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理

数値
目標

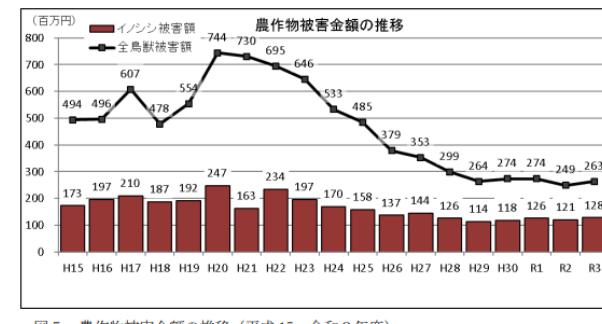
- ①ニホンジカ：生息頭数
- ②イノシシ：農作物被害額
- ③ニホンザル：農作物被害額



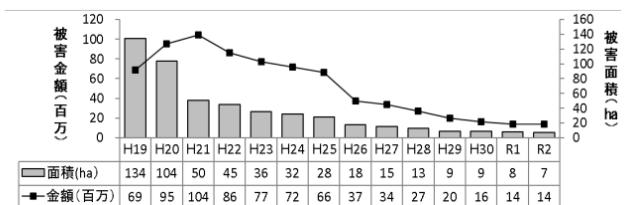
ニホンジカ生息数



イノシシ農作物被害額



ニホンザル農作物被害額



引用：第二種特定鳥獣管理計画ニホンジカ及びイノシシ、ニホンザル

ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用

数値目標

①ビジターセンターの整備などを通じた、府内の自然公園におけるワイルドコース来訪者数の増加
 ②ビジターセンターなどの関連施設のプログラム参加者数



1 ビジターセンターの整備などを通じた、府内の自然公園におけるワイルドコース来訪者数の増加

多言語（英・中・韓）対応総合案内図標識整備、テントサイト・木柵再整備など、魅力発信の強化・利用拠点の整備を実施した。

2 ビジターセンターなどの関連施設のプログラム参加者数

京都丹波高原国定公園ビジターセンターにおいて国定公園ゼミなど18回199名、京都府立丹後海と星の見える丘公園において森のワークショップなど75回1,562名の環境学習プログラムを実施した。

- ・ビジターセンターにおいて、地域住民・団体と連携し、絵本専門士による国定公園紹介、地域の土を使った泥染体験等を実施。また、京都大学フィールド科学教育研究センター連携による持続可能な森林と人との関わりをテーマにした講演を開催。
- ・国定公園パンフレットを刷新し、「植物・動物」、「歴史・文化」、「モデルコース」、「体感スポット」等の切り口で、多言語対応にて情報発信。

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

地域と連携した外来生物防除の取組の推進

数値目標

外来生物防除講習会の実施回数

計画策定期
(R4年度)

—

実績
(R5年度末)

11

目標
(R9年度)

30

きょうと生物多様性センターに委託し、アメリカザリガニ3回、アカミミガメ5回(重複あり)、カダヤシ1回(重複あり)、アルゼンチンアリ1回の計8回講習会を実施した。

また、令和5年7月時点で未侵入であったクビアカツヤカミキリについては、環境省専門家派遣事業を活用して講習会を実施し、3回で約120名の参加があった。

- 令和5年6月に規制がスタートした条件付特定外来生物であるアカミミガメ、アメリカザリガニについて、警察や府民からの問い合わせに対応。
- 河川美化団体(鴨川を美しくする会)及び学生ボランティア団体(IVUSA)と連携し、鴨川におけるオオバナミズキンバイの駆除を実施。
- きょうと外来種ハンドブックを作成し、啓発に活用。
- アライグマについては、広域協議会を設置し、市町村に対する檻の貸し出し及び捕獲個体の収集・殺処分を実施。
- 令和6年度は、アメリカザリガニ、アカミミガメ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、クビアカツヤカミキリの講習会を実施。

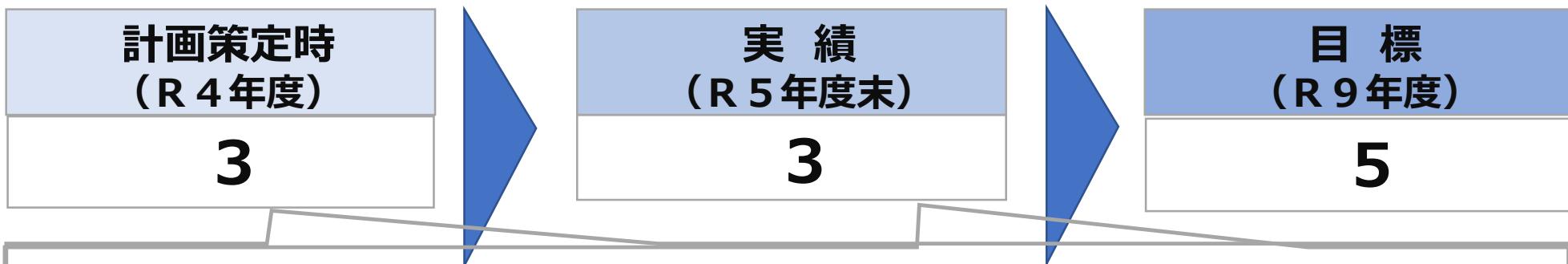


3 早期対策による外来生物の脅威の排除

特定外来生物バスターズによる水際対策・初期防除の徹底

数値目標

特定外来生物バスターズによる侵入・定着防止対象種数



○アルゼンチンアリ

- ・京都市にて平成20年に確認。京都市、地元住民と連携し、モニタリング及び防除を実施。令和3年2月～市街地からは確認されず、残る生息場所(河川敷)で防除を継続中。

○オオバナミズキンバイ

- ・鴨川において確認。府による調査や駆除の他、環境美化団体活動により駆除を行っているが、微増傾向。



○クビアカツヤカミキリ

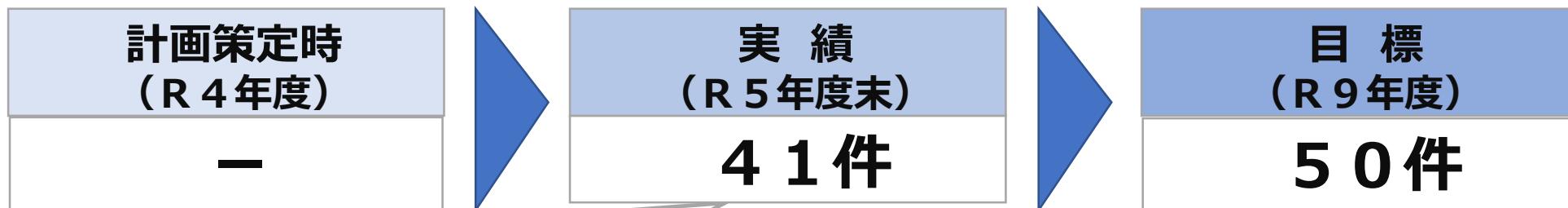
- ・これまで侵入が確認されなかったものの、近隣府県の状況を鑑み、講習会や注意喚起(HPや府民だより)を実施。府内連絡体制構築。令和6年に京都市で初めて被害を確認し、福知山市、向日市でも確認し、被害拡大防止措置を実施(計52本)。



きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進

数値
目標

きょうと生物多様性センターによる保全に資する連携・協力関係の構築数



○企業・団体等との連携等（3件）

- ・種子保存事業の支援やオオハンゴンソウ駆除活動の支援等を実施。

○コーディネート（19件）

- ・ムラサキについて、地元から育成等の相談があり、助言を行う専門家のコーディネートを実施。

○環境学習・担い手育成（15件）

- ・企業や保全団体と連携した環境学習事業や若手のための研修会等を実施。

○パートナーシップ協定（1件）

- ・民間資金等を活用して、保全を支援するため、令和5年9月に創設し、積極的な周知を図る。

○賛助会員（3件）

- ・民間企業等から支援を進めるため、賛助会員制度を創設し、募集を実施。



きょうと生物多様性センター

きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進

数値
目標

きょうと生物多様性センターによる保全に資する連携・協力関係の構築数

〈きょうと生物多様性センターにおける主な取り組み〉

○生物多様性情報の収集やデータベース化

- ・RDBにおける調査結果や公共工事に関するアセス等の生物生息地情報を収集し、データベース化を実施

○きょうといきものフェスの初開催

- ・京都府立植物園で開催し、約50団体等の出展及び5,000人の一般参加があった。

○若手のための生物多様性保全研修会の開催

- ・若年層を対象に、府内各地域の生物多様性とその保全活動について学習・体験する研修会を実施（木津川での竹蛇籠設置等）

○相談対応

- ・きょうと生物多様性センター交流オフィスへの来所や電話にて、府民からの生物多様性に関する相談に対応。生きものの同定依頼や外来生物の取扱いに関する相談等があった。

○その他

- ・レッドデータブック勉強会、新たなビジネスモデルの創出に向けた可能性調査、SNSやメルマガによる情報発信等を実施



きょうと生物多様性センター

昆虫類	24,823	(R5	:	10,158)	件
両生類	4,260	(R5	:	1,854)	件
は虫類	2,603	(R5	:	973)	件
淡水魚類	18,087	(R5	:	540)	件
甲殻類	1,297	(R5	:	602)	件
淡水貝類	815	(R5	:	500)	件
合計	51,885	(R5	:	14,627)	件



数値目標

「山陰海岸ジオパーク」の認知度

計画策定期
(R4年度)

56.9%

実績
(R5年度末)

—

目標
(R9年度)

80%

〈山陰海岸ジオパークの認知度向上に向けた取り組み〉

○京都府の主な取り組み

- ・大成古墳群の環境整備や道の駅内の情報発信センターへの整備に対する支援
- ・ジオパーク内の野営場の照明や、園地のトイレ・遊歩道の整備 など



○山陰海岸ジオパーク推進協議会を通じた取り組み

- ・学術研究支援や小学生を対象とした自由研究コンテスト、出前授業の実施
- ・認知度向上を図るため、7施設へデジタルサイネージを設置 など

○京丹後市での取り組み

- ・小学生理科体験活動プログラムや日帰りウォーキングツアーの実施 など

○関西広域連合での取り組み

- ・関西圏の幅広い年齢層を対象に、京丹後市内のジオサイトの見学や鳴き砂体験ができるツアーを実施

◆ユネスコ世界ジオパーク再認定審査について

- ・令和4年12月条件付き再認定（イエローカード）
- ・令和6年9月上記取り組みの結果、再認定（グリーンカード）



第4章 行動計画

本戦略の目標を実現させるための具体的な行動計画として、本章では4つの柱を設定し、その柱ごとに具体的な取組を記載します。

これらの取組は主として京都府が実行するものですが、取組の推進にあたっては、国、市町村、企業、大学・研究機関、教育機関、NPO等の民間団体、府民など多様な主体の積極的な参画を促します。

なお、課題解決のために重点的に取り組むべき取組を「リーディングプロジェクト」としています。

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

人と生物との共存を念頭に、森里川海それぞれにおける生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

(リーディングプロジェクト)

○30by30目標に向けた保護地域やOECMによる保全の推進

2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保護・保全する「30by30目標」を達成するため、保護地域やOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）による保全を推進します。京都府では、環境スチュワードシップ活動の拠点となる、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（2007（平成19）年制定）に基づく生息地等保全地区の指定を増やします。

また、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域「自然共生サイト」について、京都ならではの自然環境を形成している社寺林や庭園をはじめ、企業の森や大学の緑地等を対象として支援することにより認定の推進を行います。

また、それらのエリアにおいて積極的な保全活動がおこなわれるよう、府は活動に対する助言や専門家の紹介、その他の必要な措置を講じます。

解説 環境スチュワードシップ

環境スチュワードシップとは、環境保全思想の一つです。「スチュワードシップ」という言葉そのものは「受託責任」を意味する言葉で、委ねられた財産や資源を責任を持って管理することを指しますが、「環境スチュワードシップ」については、海外では特に定義されずに用いられることが多いります。この言葉は、日本ではイギリスの農村政策である環境スチュワードシップ事業を介して知られており、多くの場合、その事業理念が環境スチュワードシップの理念と理解されています。

環境スチュワードシップが何を指すのかについての研究は少ないですが、イギリスの R. ウォーレルと M. C. アップルビーが「自然資源利用における環境スチュワードシップ」について整理・定義した論文（1999 年）では、「保全を含む全ての自然資源利用において、個人的な利益を求めるだけでなく、社会の利益、将来世代の利益および人間以外の種の利益についてもきちんとバランス良く配慮し、その利用が社会にもたらすことについて重大な責任を担う覚悟のある資源利用」とされています。つまり、生物多様性を保全するのは、次世代の人々や他の生きもののためでもあるのです。

（リーディングプロジェクト）

○企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大

企業の事業活動は、社会経済活動の中で大きな位置を占めるとともに、様々な形で生物多様性・自然資本に依存していますが、企業が主体的に実施する生物多様性保全に関する取組を促進するため、京都府が生物多様性の保全と自然資本の持続可能な利活用等に取り組む企業を積極的に認証する制度「生物多様性企業認証制度（仮称）」を創設し、社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図ります。

また、府内で自然環境の保全活動を行う保全団体は、活動資金やマンパワーの面などで課題を抱えているため、生物多様性保全に取り組みたい企業と保全団体の連携・協力関係をあっせんし、協定を締結する制度「生物多様性パートナーシップ協定制度（仮称）」を創設します。企業に対して保全活動に関する相談・助言等による支援を行うとともに、企業が技術や資金・資材等を保全団体等へ提供することで保全活動を推進します。

さらに、産業創造リーディングゾーンである、サステナブル産業の集積拠点「サステナブルパーク構想」や、ゼロカーボンまちづくりを目指した「ZET-valley 構想」と連携し、生物多様性と密接な関係にある脱炭素や資源循環等の推進に貢献する GX 産業の創出を図ります。

公共事業等

● 「『環』の公共事業」の見直し

府の公共事業を自然・社会環境と共生するものへと導くことを目指した「『環』の公共事業行動計画」のガイドラインについて、2007（平成 19）年の改訂から 15 年が経過し、多くの課題が明らかになってきたため、政策レビューを行い、問題点の修正や新しい技術・知見の追記等に加え、工事だけでなく維持管理・利用の際にも生物多様性に配慮すること、グリーンインフラとして自然の機能を活用すること、スクリーニングの仕組みを検討することなど、ガイドラインの見直しを行い実効性を高めます。また、見直したガイドラインについては、本府はもとより、府内市町村に広く普及させ、民間でも活用できる技術等については、ウェブサイトへの掲載等により民間への普及を図ります。

●グリーンインフラやEco-DRRなど自然を活用した取組の推進

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行う「多自然川づくり」、都市公園など身近な緑地の整備をはじめ、企業等の民有地においても、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するグリーンインフラを生物多様性の観点から進めます。

また、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について、府内関係部局だけでなく、流域のあらゆる関係者とも連携し、生物多様性の保全を確保しながら、ため池の適正管理、遊水地の確保、霞堤の管理、治山事業などの流域治水対策を進めます。

●生物多様性に配慮した緑化の推進

公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種の使用を避けることを基本とします。また、周辺環境と調和したのり面緑化や地域性種苗の利用推進など生物多様性に配慮した緑化を推進します。

法律・条例に基づく保全

●自然公園、自然環境保全地域における適切な保全

府内の国立公園、国定公園、府立自然公園や、「京都府環境を守り育てる条例」で指定される（歴史的）自然環境保全地域において、法律や条例に基づく開発や伐採等の規制、野生鳥獣害による森林・下層植生の衰退の抑止などにより、貴重な自然環境の保全を行います。

●希少種の保全

「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき、保全すべき希少種を「指定希少野生生物」として指定し、捕獲、採取、殺傷、譲渡し、巣の破壊等を原則禁止とともに、それぞれの種について府保全回復事業計画を策定し、保全回復事業を実施します。府民協働による保全活動を推進するため、保全団体の登録や保全回復事業に対する助成などの支援を行います。

また、同条例では保全すべき種や地域についての府民提案制度を設けており、専門家の科学的な知見をもとに、こうした府民からの提案も踏まえ、指定状況の随時見直しを行います。さらに、希少野生生物に関する調査、保全、啓発、府への助言を行う「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱を拡大し、希少野生生物の保全施策の推進を図ります。

また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、環境省と連携した保全施策を進めるほか、文化財保護法に基づき天然記念物に指定されている動植物等について、

文化庁等と連携しながら、保全施策の推進を図ります。

これらの取組により、絶滅のおそれのある野生生物の個体数や生息域を回復させ、京都府レッドデータブックにおける絶滅の危険度のランクを下げる 것을を目指します。

【その他の保全活動】

●指定希少野生生物以外の希少種・普通種の保全の推進

都市公園など身近な緑地における生物多様性保全や自然共生サイトの認定などを通じて、普通種を含む身近な自然環境の保全を推進します。また、普通種を含む身近な種についても情報収集や普及啓発を行います。

また、自然と共生するまちづくりを基本理念とする関西文化学術研究都市において、生み出されるAIやIOTをはじめとする先端技術を活用しながら、地元市町や保全団体、企業と連携した取組を進め、里地里山の豊かな生態系の保全を推進します。

●自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化

自然環境保全京都府ネットワークが行う交流会、勉強会等を通じて、団体間の連携による様々な活動（観察会や調査・保全活動）の展開、情報・ノウハウの共有を促すことで、団体活動の活性化、さらには保全団体の登録を促進します。

●希少野生生物の域外保全の推進

生息地における保全を行った上で、絶滅のおそれのある野生生物種については、府内の動植物園、水族館等で行っている域外保全の取組を、遺伝的多様性に配慮しながら、関係機関と連携して実施します。

●気候変動対策等の環境問題と生物多様性保全の一体的な取組推進

京都気候変動適応センターをはじめとする関係組織と連携し、森林の吸収源対策や防災・減災などの気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進する取組を進めるとともに、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）のモデル事業に取り組むなど、再生可能エネルギーの導入にあたっては、生物多様性とのトレードオフを最小限とするための配慮を推進します。

また、府内企業の脱炭素のビジネスモデルへの早期転換を促し、森林吸収クレジット購入の推進やESG投資の資金を呼び込むことにより、地域の活性化・脱炭素化を図るための取組を進めます。

アプリを活用したフードシェアリングや商慣習の見直し等による食品ロスの削減、使い捨てプラスチックの削減やマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル技術の開発促進によるプラスチックごみの削減を推進し、ゼロエミッションな社会を構築します。

併せて、マイクロプラスチックや化学物質による京都府内の生態系への影響についても大学や研究機関と連携して調査、研究による情報収集を図り、生物多様性保全への活用を図るなど、取組を推進します。

2 人の積極的な関与による里地域の再生

里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理などを通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえより受け継がれてきた自然利用の文化を再興し、人と野生鳥獣が適切な住み分けにより共存できる環境の実現を目指します。農山漁村の再生、魅力的な地域づくりは、地域の再生にもつながるものと考えます。

(リーディングプロジェクト)

○野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理

適正管理を必要とする野生鳥獣の個体数管理、近隣府県と連携した広域的な保護管理の取組など、効果的な被害防止対策の推進とあわせ、下草刈りや緩衝地帯の整備、里地里山地域における生息環境の管理を進め、人と野生鳥獣との住み分けにより被害軽減を図ります。特に、過度の採食により下層植生を消滅させるなど、生態系への影響が大きいニホンジカについて、積極的な捕獲により早期に生息頭数を減少させ、農林業被害や森林生態系被害を減少させます。

(リーディングプロジェクト)

○ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用

里資源の魅力を発信するため、京都丹波高原国定公園のビジターセンター、道の駅などを拠点として、エコツーリズムや保全活動、環境学習を地域で展開し、それらの活動を通じて里地域の活性化を図ります。

野生鳥獣害への対策

●総合的な有害鳥獣対策の推進

捕獲の強化による個体数管理及び侵入防止柵の設置、誘因物の除去をはじめとした集落ぐるみの活動等を推進し、農林業被害の軽減や人身被害の未然防止を図るとともに、森林生態系への被害を減少させます。

また、センサー等の ICT を活用した捕獲わなや動物管理システム等の導入を促進す

るとともに、捕獲や集落活動の担い手の確保・育成を推進し、被害対策を効果的かつ効率的に行える体制を構築します。

魅力的な地域づくり

＜里地域との交流＞

●エコツーリズムの推進

自然と共生する暮らしや文化、農林漁業体験などのエコツーリズムについて、観光事業者等との対話を進めながら、生物多様性保全に着眼した活動が取り入れられるよう促します。

●京都の伝統や文化、景観を守り継承する活動の支援

文化庁等と連携しながら、さまざまな要素の中に自然との結びつきを見いだすことのできる京料理や茶道、華道といった生活文化や伝統行祭事をはじめとする京都の伝統文化の保護・継承を支援するとともに、美山の茅葺き民家、伊根の舟屋等の重要伝統的建造物や、府内の指定文化財や未指定の歴史的建造物について、保全・活用の助言や修理等に対する補助などの支援を行います。

さらに、北山杉などの林業景観を保全するため、間伐や府内産木材利用の推進等により森林の適切な維持・管理を促します。これらの取組により、人と自然の共生の中で発展してきた京都の伝統文化や景観の保全を推進します。

＜里地域の再生＞

●持続可能な農山漁村コミュニティの創出

人口減少や高齢化の進行により、今までどおりのコミュニティの維持が困難となっていく中、住民の思いに寄り添い、地域を守っていくため、地域が主体となって行う地域共同活動の最適化や外部人材の活用、有害鳥獣対策などを支援するとともに、農山漁村地域等への移住を促進することで、持続的で活力に満ちた地域を創出します。

●荒廃農地の有効活用

荒廃農地を再生して担い手へ集積し、丹波くりなどの地域特産物の生産に活用するとともに、再生が困難な荒廃農地や荒廃化が危ぶまれる農地は計画的な植林なども含めた最適な土地利用へ転換を促すなど、地域ぐるみの話し合いによるゾーニングに基づき、荒廃農地の有効活用を進めます。

●持続可能な保全活動を推進するための地域資源を活用したビジネスの創出と生物多様性保全の好循環

持続可能な保全活動を推進するため、竹林等の地域資源の循環的活用や希少種保全を通じたブランド產品の創出など地域経済の活性化に貢献するビジネスモデルの創出を取り組むとともに、間伐材を利用した治山ダムの設置など、地域資源を活用した公共事業を推進します。

＜里地域の産業振興＞

●京野菜などブランド農林水産物の推進

新たな「食」関連産業の育成・発展を図る「京都フードテック基本構想」等を踏まえ、京野菜などブランド農林水産物の付加価値の向上や生産、販売の拡大により、農山漁村の振興、荒廃農地の有効活用や森林の適正管理を図ります。

●環境にやさしい農林水産業の推進

農林水産業の持つ物質循環機能を活かすとともに、スマート技術の活用などにより生産性の向上を図りつつ、「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づき、化学肥料や化学農薬の低減による有機農業等の拡大など環境への負荷に配慮した持続可能な農林水産業を推進します。また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に繋がる環境負荷低減活動の支援や排出されるプラスチック類を低減する取組を推進します。

●府内産木材の増産・利活用による林業の再生

二酸化炭素の主要な吸収源である森林について、資源の循環利用を通じて林業を再生し、山村地域の活性化を図ります。林業大学校を核とした担い手の育成・確保、森林整備事業による基盤整備などを通じて、府内産木材の増産を図るとともに、商業施設や福祉施設などの多くの府民が利用する施設における府内産木材の利活用を進め、府民が木と身近にふれあえるまちづくりを推進します。

●ジビエ利活用の促進

野生鳥獣害対策として捕獲した鹿や猪など野生鳥獣の肉（ジビエ）の利活用を促進するため、高品質なジビエを安定的に供給する体制の強化から商品開発、販売促進までを総合的に進め、京都府産ジビエのブランドを確立します。

●水産資源の持続的な活用

持続的な漁業を実現するため、内水面漁業も含め、天然水産資源を適切に利用・管理する取組を進めます。また、持続可能な「食」の創出に向け、「サステナブルパーク構

想」と連携し、陸上養殖を含む養殖漁業の拡大を図ることで天然水産資源を守る取組を進めます。

二次的自然の保全、回復

●生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開

多様な主体との協働により京都の森林を守り育てる「京都モデルフォレスト運動」と連携し、「森林の利用保全に関する協定」に基づく「森づくり活動」による生物多様性保全活動を展開します。さらに、専門家や保全団体と協働して、企業に対する研修会や交流会など普及活動を行います。

●生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）

保全団体や農業者の協力のもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全するとともに、小学生等の環境学習に活用します。

●環境DNA分析技術の活用や保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の先端技術の導入

環境DNA分析技術を活用し、生物の分布情報の効率的かつ効果的な収集などを行います。また、人口減少の著しい地域等では、保全活動に際して、ドローンやセンサーライカの活用による野生生物の生息状況の把握、AIによる動物の行動解析・予測など、科学技術の導入を図ることで、作業を省力化し、担い手の負担を軽減します。また、大学や研究機関による調査、研究の成果を還元し、生物多様性保全への活用を図るなど、大学との連携を推進します。

●海岸における環境改善

地域と協働した海岸林や藻場、干潟等の保全・再生、市町と連携した海岸漂着ごみ清掃の実施、ブルーカーボンの推進、阿蘇海における住民との協働による環境改善活動など、海岸における環境改善の取組を推進します。

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害等が著しい外来生物について、積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の軽減

を図ります。

(リーディングプロジェクト)

○地域と連携した外来生物防除の取組の推進

外来生物の分布状況や自然環境の特性等により地域ごとに異なる外来生物の被害を軽減するため、地域の実情を踏まえた防除の取組を進めます。

また、効果的な防除を進め、地域の魅力ある自然や生物多様性を守るため、外来生物の普及啓発や防除講習会を実施し、地域住民や学生等の若手人材を積極的に巻き込んだ外来生物対策を行います。

普及啓発

●京都府外来種データブックの更新、危険性の周知

府内に生息する外来種についての調査を実施、京都府外来種データブック（2007（平成19）年作成）を改訂し、配布やウェブサイトへの掲載を行います。また、セミナーや学校教育等を通じて、外来種について正しく理解するために基礎的な知識（「予防三原則」（入れない、捨てない、拡げない）など）の周知を図ります。

●「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進

府内に生息する主な特定外来生物に関して見分け方や対策を記載した「京都府外来生物対策マニュアル」（2008（平成20）年作成）について、作成して15年が経つことから、新たに侵入・定着が確認された種や新しい知見の追記などの改訂を行った上で、ウェブサイト等で周知を図り、地域での防除活動を促進します。

●外来種の飼育動物の遺棄防止

外来種の飼育動物の遺棄による定着・生息拡大を防ぐため、所有者の終生飼養の徹底や遺棄防止の啓発などを推進します。特に新たに特定外来生物に指定されたアカミミガメやアメリカザリガニについて市町村等と連携し普及啓発を強化します。

防除活動

●特定外来生物バスターズによる水際対策・初期防除の徹底

府、研究機関、専門家等で構成する特定外来生物バスターズにより、侵入初期にある

特定外来生物（ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、オオバナミズキンバイなど）の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施します。

侵入リスクの高い種・地点については府がモニタリングを行うとともに、物流関係事業者など外来種の第一発見者となる可能性が高い企業や府民の通報を促し、侵入を監視します。侵入が確認された場合は、バスターズによる緊急防除を行い、その後も民間団体やボランティアの協力を得て速やかに集中防除を行います。また、日頃から通報や防除において府民・企業・民間団体等から幅広い協力が得られるよう、「京都府外来生物対策マニュアル」を用いた研修を実施します。

●防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除

定着した特定外来生物のうち著しい生態系被害、人的被害、経済被害をもたらすおそれのある種について、府内関係部局や市町村や自治会等と協議会を設置し、広域的な防除を協働して行います。

4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

きょうと生物多様性センターと連携しながら、府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を行うとともに、環境学習への利活用、後世への継承に注力します。

また、そのための人材の育成にあたっては、幅広い層の府民が、身近な自然とふれあい、生物多様性を実感できるような環境学習を充実するとともに、社会の生物多様性の保全に対する気運の醸成を図ります。特に子どもたちにとっては、幼い頃から自然や生きものに親しむことで、命の尊さを学び、自然への畏敬の念を感じることが重要ですが、近年は都市部などで身近な自然を感じる機会が減っていることから、家庭や地域社会における環境学習の機会と場づくりが必要です。

(リーディングプロジェクト)

○きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進

府内各地の生物多様性に関する情報を収集し、地域の特徴や魅力を見出し、発信を行うことで、府内の生物多様性に係る理解促進や地域への愛着につなげます。また、収集した情報を活用した普及啓発や環境学習により、担い手育成や保全に係るネットワークを形成します。

また、センターがコーディネート機能を担うことで保全に係る様々な主体の連携・協

力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開します。

＜情報の収集＞

- ・生息分布などの生物多様性情報の集積・データベース化
- ・各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握

＜情報の利活用＞

- ・民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク
- ・民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート
- ・民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談
- ・民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案
- ・生物多様性に係る調査等

＜次代への継承＞

- ・資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信

情報収集の強化

●希少種を中心としたモニタリングの強化、生物多様性情報のデータベースの構築

保全団体に対し「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく登録（地域住民等と協働して保全回復事業を行う団体として府が認定）を広く呼びかけ、登録団体が行うモニタリングに対して支援を行います。きょうと生物多様性センターにおいて、モニタリング結果や、文献も含めた府内の野生生物の分布情報等を収集し、データベース化を推進するとともに、ビッグデータとして多様な施策等に活用します。また、府立植物園や、府内の研究者、民間団体が保有する「標本」のデジタル化を推進します。

環境分野をはじめとする大学の学生によるフィールドワークを通じた情報の収集やモニタリングの実施等、京都の学生の力を最大限に活用します。

生物多様性保全の気運を高める

●自然に親しむ機会や場の創出

生物は文化財であり教育財であるという観点のもと、京都環境フェスティバル、府立植物園や鴨川、都市公園など身近な緑地での観察会や人材育成のための講習会の開催、自然公園等の整備、「京都府地球温暖化対策条例」による屋上緑化の推進などにより、幅広い年齢層の府民が自然に親しむ機会や場を創出します。

また、府立植物園100周年を契機とした、標本庫や展示スペース、学習拠点の整備をきょうと生物多様性センターと連携して推進します。また、科学館や郷土資料館などの施設との連携を進め、地域の生物多様性情報や資料の保全を推進し散逸防止を図ります。

す。

●「生物多様性」への関心を高め行動変容を促す取組

きょうと生物多様性センターと連携し、自然に親しむ機会や場に関する情報の発信、地域の動植物図鑑を掲載するポータルサイトの開設などにより、積極的に生物多様性への関心を高めるための情報を発信します。また、AI画像認識による生物情報アプリや、デジタル技術を活かした手軽に生きものを観察できる「デジタル標本」を活用し、小中学校教育やセミナーなどの環境学習を推進するとともに、府民の生物多様性への関心を高め、「生物多様性」の認知度（言葉の意味を知っている人の割合）の向上を図ります。

また、府民の一人ひとりが自然を身近に感じることで、生物多様性のために行動できるよう、生物多様性に配慮した商品の購入や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減、庭先の緑化や雨水貯留施設の設置、公共交通機関の積極的利用など、より良い行動を促すための仕組みづくりや周知啓発により、行動変容の促進を図ります。

●生物多様性保全に係る活動の拡大

きょうと生物多様性センターを拠点とした環境学習、調査活動、保全活動等をNPO等の民間団体と協働して行います。住んでいる地域、性別、年齢などを超えて広く府民に参画いただくため、様々な層に対応したプログラムを用意し、府民の生物多様性への関心を拡大させるとともに、NPO等の民間団体の活動の活性化を進めます。

また、大学・学生のまち京都の強みを活かし、大学生に対する知識の普及と活動への参画を促すとともに、新たな感性による生物多様性のプログラム開発の支援等、次代を担う人材の活動の場を創出します。

●生物多様性保全に向けた多様な主体との対話・情報交換

きょうと生物多様性センターや自然環境保全京都府ネットワークと連携し、経済団体や保全団体、府民との対話・情報交換を推進します。

●生物多様性シンポジウム等の実施

身近な生きものや自然、生物多様性に関する府民の理解を深め、保全活動への参加促進を図る機会創出に向け、生物多様性の国内外の動向や、府内の生物多様性保全に関する団体の取組紹介など、生物多様性シンポジウムの開催等を開催します。

京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会要領

(目的)

第1条 京都府生物多様性地域戦略を改定等するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から2年とし、再任することができる。
- 3 会議には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た情報の守秘に努め、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第4条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができます。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

別表

所属	氏名	分野
京都大学人間・環境学研究科	浅野 耕太	環境経済学
大阪市立自然史博物館	佐久間 大輔	博物館学
大阪公立大学 国際基幹教育機構	竹門 康弘	生態系修復・整備
京都産業大学生命科学部 産業生命科学科	西田 貴明	環境政策学
近畿大学名誉教授	細谷 和海	保全生物学
京都大学大学院地球環境学堂	深町 加津枝	里山管理・森林保全